

1 有害物質の一覧
(水質汚濁防止法施行令 第2条)

	有害物質
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二ジクロロエタン
14	一・一ジクロロエチレン
15	一・二ジクロロエチレン
16	一・一・一トリクロロエタン
17	一・一・二トリクロロエタン
18	一・三ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	二クロロ一四・六ビス（エチルアミノ）一s一トリアジン（別名シマジン）
21	S一四一クロロベンジル=N・N一ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	一・四一ジオキサン

2 指定物質の一覧
(水質汚濁防止法施行令 第3条の3)

	指定物質
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチルターシャリールチルエーテル（別名MTBE）
15	硫酸
16	ホスゲン
17	一・二ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル二・二ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラジクロロベンゼン
30	N一メチルカルバミン酸二一セカンダリールチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
31	三・五ジクロロ一N一（一・一ジメチル一ニプロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
32	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロタロニル又はTPN）
33	チオリン酸O・O一ジメチル一O一（三メチル一四一ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP）
34	チオリン酸S一ベンジル一O・O一ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
35	一・三ジチオラン一ニイリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
36	チオリン酸O・O一ジエチル一O一（二イソプロピル一六メチル一四一ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
37	チオリン酸O・O一ジエチル一O一（五フェニル一三イソキサゾリル）（別名イソキサチオン）
38	四一ニトロフェニル一ニ・四・六トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
39	チオリン酸O・O一ジエチル一O一（三・五・六トリクロロ一ニピリジニル）（別名クロルピリホス）
40	フタル酸ビス（二エチルヘキシル）
41	エチル（Z）一ニ一 [N一ベンジル一N一 [[メチル（一メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート（別名アラニカルブ）
42	一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一ニ・三・三a・四・七・七a一ヘキサヒドロ一四・七一メタノ一H一インデン（別名クロルデン）
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニツケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物

47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	一・三・五・七 ^{三・七} テトラアザトリシクロ [三・三・一・一] デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
59	ペルフルオロ（オクタン ^一 スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

3 油の一覧

（水質汚濁防止法施行令 第3条の4）

	油
1	原油
2	重油
3	潤滑油
4	軽油
5	灯油
6	揮発油
7	動植物油